

総発第389号
令和6年3月14日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和6年2月29日付監発第96号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
文化政策課	<p>指摘事項</p> <p>【支出事務】 ○支出負担行為として整理する時期から3か月以上遅延したもの</p> <p>令和5年度歳出予算に計上されている史跡旧燈屋修復事業に関わる駐車場賃貸借（13台分）の支出負担行為書を令和6年1月9日に令和5年4月1日まで日付を遡り起票していた。</p> <p>当該駐車場については令和4年度に引き続き市が借用していたが、企画部文化政策課の担当者が契約の事務手続を怠ったため、令和5年4月1日から約9か月間、駐車場の所有者との契約を締結しないまま使用している状態となっていた。</p> <p>今後は、複数の職員で確認するなど事務の執行体制を改善すること。</p>	<p>年度当初に予算措置されている業務委託や賃貸借等の契約の一覧表を作成して課の中で情報共有することにより、契約手続や支出負担行為書の起票の漏れがないかを課内で確認できるようにし、チェック体制の強化を図るとともに、再発防止に努める。（3月4日 一覧表データを作成し、課で共有した。）</p>